

令和元年6月6日 総務文教委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也、末広 和基、大井 渉、山崎 年一、寺岡 公章、  
山本 孝三

○欠席委員 なし

○網谷委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり市長さん、御挨拶、お願いします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程第1、議案第36号、大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

消防長。

○橋村消防長 補足説明等はありませんので、よろしく御審議お願いいたします。

○網谷委員長 ありがとうございます。

補足説明がないということで、それでは委員の皆さんの質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしということでございます。以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第38号、財産の取得について（化学消防ポンプ自動車（大I型））についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

消防長。

○橋村消防長 化学消防ポンプ自動車については、化学消防ポンプ自動車の概要、また特性等について、伊崎消防課長のほうに説明させますので、よろしくお願ひします。

○網谷委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長 それでは、化学消防ポンプ自動車（大I型）について説明させていただきます。

事前に資料をお配りしております。

A3横か、もしくはそれを分けてA4縦長を2枚という形になっているかと思ひます。紙ベースかタブレットでもごらんいただけるかと思ひますので、ごらんください。

それでは、済みません。座って説明をさせていただきます。

化学消防ポンプ自動車（大I型）につきまして、御説明させていただきます。

まず、大I型は、大型化学消防車の規格車両となります。

それでは、資料1番目の化学消防ポンプ自動車（大I型）概要にありますように、本車両は大規模な危険物火災等での消火活動を主目的としたものとなっております。

近隣での配備状況でございます。

2番目の中国地方での配備状況にありますように、特殊な車両であるため、県内に2台、中国地方に9台となっており、石油コンビナート等を管轄する消防本部に特化した配備状況となっております。

3番目の車両主要諸元でございますが、現有車両と同様の10トン車級大型トラックシャーシをベースに各種艤装を行い、毎分3,100リットルの放水が可能な消防ポンプを備え、消火薬剤は電子流量制御式自動比例混合装置を用いて、同流量の泡放射が可能となっております。

続きまして、4番目の主要装備等でございますが、更新により新たに電動放水銃、ホース延長用具及び安全運転支援システムを備えております。

1点目から順番に御説明させていただきます。1点目の電動放水銃でございますが、車体上部に搭載し大量放水及び泡放射を行う際に使用します。現有車両は、手動操作が必要であったため、消防隊員が車両で活動する必要がありましたが、電動化することにより有線リモコンを使用した遠隔放水操作が可能となります。先端ノズルも多機能化をさせ、水直状及び水噴霧放水も可能となり有効放水の拡大を図ります。

2点目の自衛噴霧装置でございます。現有車両にも備えられた装備となり、車体の左右両側に各3個設けております。

3点目の放水銃でございます。1点目で御説明させていただいた車載型の連動放水銃とは異なり、可搬型の放水銃となります。現有車両にも備えられた装備となりますが、電動放水銃と同様に先端ノズルの多機能化を図り、さらに自動首振り機能を新たに持たすことで無人での連続大量放水が可能となります。

4点目のホース延長用具でございます。通常ホースカーと呼ばれるもので、リヤカー

型の本体収納箱内に消防用ホースを8本から10本積載し、ホース延長することが可能でございます。ホース1本、約7キロとなりますので省力化を図り、活動隊員の負担軽減を図ります。

5点目の安全運転支援システムでございます。車両の前後左右に取りつけた四つのカメラから映し出された画像を合成し、上から見た鳥瞰図で車両周辺をモニターへ表示し、死角部分を減少させ、重大事故につながる種々のアクシデントに対する安全運転を支援する装置となります。大型車両の中でも、特に大きな車両となるため、運転手の負担軽減を図ります。今回の更新では、活動消防隊員の安全面の強化を主眼とした装備構成となっております。

最後に、5番目の完成予想図を御説明させていただきます。

図面は参考図面となりますが、車体キャビン部分以外をアルミ製シャッターで覆うことで、装備品の落下防止措置及び資機材等、収納容量の拡大を図ります。

3番目の車両主要諸元に記載いたしました。車両の大きさは現有車両とほぼ同様となりますが、車体後部の面取り加工等を施すことで、最小半径の軽減を図ります。

図面の赤丸表示は、4番目の主要装備等の配置予定位置となっておりますのでごらんください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんに本件に対する質疑を求めます。

ございませんか。

大井委員。

○大井委員 ちょっと2、3お聞きします。これ納入価格が約9,600万円ということなんです。全然そういうものに対して幾らが正しい金額がわからないので、消防署さんのいろんな調査で、この金額を信じるしかないと思うんですが、これ1者だけの入札だったのか、複数者あったのかということと、過去にですね、決算か予算委員会で私述べたんですが、廿日市市は必ず複数者で入札をしなければならないと内部で決めているようなんですけどね。

1者だと非常にわかりにくいですよね。もう入札された金額が正しいということになるしか、もう我々は、そこまで知識ないですから、それをお聞きしたいということと、消費税は込みということになるんですかね。それと、これトン数で言えば10トン車というトン数でいいんですかね、大きさですね。

それから、この10トン車としたらですね、大型車両だと思うんですが、今、消防署の職員の中で、これ全員が、その運転できるのかどうかということですね。あれ、普通免許証をとって、運転経験が何年かないと大型免許証をとれないと思うんですが、多分、全員じゃないと思うんですが、その辺とですね。

これとは、離れるんですけど、もしおわかりなら教えていただきたいんですが、以前に聞いたときに消防団のほうで、非常に古い耐用年数が過ぎた消防車が結構あったよう

に聞いておるんですけどね、それは新しくされたのかどうかということ、こういう非常に高額なお金を出して、これも必要なことなんですが、地域の消防団の消防車も古いです。非常に効率の悪いんだったら、そちらのほうも、買いかえとかということも検討しておられるのかどうかということ。この議案とは多少違うんですがね、その辺も教えていただければと思います。

以上です。

○網谷委員長 監理課長ですかね。

○中曾監理課長 入札は提案理由説明でありましたとおり、2者で行っております。金額については、消費税込みの金額です。

以上です。

○網谷委員長 消防課長。

○伊崎消防本部消防課長 失礼します。

まず金額の妥当性でございます。こちらのほう、同様の車両、近隣、中国地方の配備状況を先ほど御説明させていただいたんですけれども、一度取得するとなかなか更新できないということもあって、取得した年数も古うございます。

全国的なことを調べておまして、千葉市のほうが入れておられる、平成29年なんですけれども、同じ程度の車両で約1億100万円ということを知っております。

以上です。

○網谷委員長 警防係長。

○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 先ほどの質問に御回答させていただきます。

まず見積もりの件、先ほど消防課長のほうから話がありましたが、近隣状況、調査をしたりですね、いろいろ使用資機材等いろいろ吟味する中で、かなりの幅で見積もりの金額というのは変動しております。この中で本当に大竹市で必要なものを厳選して複数回、見積もりの交渉を行って価格を調整しております。

続きまして、10トントラックの件でございますが、10トントラックという言い方はですね、昔で言う10トンの大型トラックというイメージで、正式の呼び名で申し上げますと、20トン超級のトラックということで、本当に大きい、後ろにタイヤが2軸、今回、説明資料に図面をつけさせていただいているんですが、そのようなトラックの構成になっております。

運転免許の関係でございますが、大型トラックということで、大型自動車免許が必要になります。当本部におきまして、現在、大型自動車免許を保有していない職員数は、あと数名で、ほぼ大半の職員が乗ることができる。持ってない職員も新入まだ数年の者が大型車両を、まだ乗るべき資格を有していない状況であると回答させていただきます。

あとは、消防団の車両の更新に関するところをお答えします。消防団の車両も目安として、耐用年数を定めておまして、若干6台、7台ぐらい残っておりますが、昨年度、今年度ともに計画的に1台ずつ更新をして順次新しいものに切りかえるように予定をさせてもらっております。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 メンテナンスについて、お尋ねしたいんですけども、今も毎朝、車両については、署員の皆さん方が手分けをしてやられているように、よく見かけます。実際、これを購入された場合に、車両はともかくなんですが、装備のほうは恐らく新しいものとか、たくさんついているんじゃないかと思うんですけど、そういった専門的なものについて、日々のメンテナンスどのようにされるのか、お考えがあれば聞かせてください。

○網谷委員長 警防係長。

○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 寺岡委員の質問にお答えさせていただきます。

今回の更新車両につきまして、いろいろ新しい電動化に伴う装備がついているんですけど、メンテナンスに関しましては、これと言って今までの車両と大きな変更はないと確認しております。

毎日の点検、朝夕の点検であるとか、毎月の点検、これらを適切に行って、異常を早期に確認し、対応するといったところになります。

以上です。

○網谷委員長 よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 この説明書の中に、冒頭、石油コンビナート等石油類タンク火災、危険物製造工場火災や航空機火災等の大規模な火災に対応するのが主要な目的だということになってくるんですが、今、消防署のほうで所有されるコンビナートの火災を含めた同様の対応ができる車両というのは何台ある。これが初めてじゃないと思うんですが。

それと、ただ単にコンビナート等の事故火災に対応するというだけでなしに、一般の、大竹市は古い町並みの地域もありますしね、一旦、火災が発生すると類焼、延焼の危険性も多分にあると思うんですが、そういう場合に、この放水をして、火災の消火に当たるとも含めて、今回、購入される、この車両の機能を大いに発揮するということになると思うんですが、放水の範囲というのは、どの程度ですか。

ここに書いてあるのは、性能からいうと、車両に積んでいるのが1,500リットルやね、この全開をして放水すると、毎分約3,000リットルの水を出すわけですから、もう積んでいく水そのものは1分でも出なくなる。そうすると市内の消火栓につないで放水することになると思うんですが、毎分約3,000リットルの水を消火栓から取ることになると、大変な量になるんですが、その水はどの程度飛ぶんですか。

それと、それだけの水を取ると、かなり周辺地域に影響がいろいろ出る可能性がありますね。そういったことについて上下水道局等との協議はどのようにされたんですか。

○網谷委員長 警防係長。

○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 ただいまの山本委員の質問に御回答させていただきます。

まず1点目のコンビナートの災害に対応する、その他の車両でございますが、更新車両であります化学消防ポンプ自動車、このほかに化学消防ポンプ車と同様の機能を持た

すような車両が1台ありまして、その2台で消火薬液を使ったコンビナートでの災害に対応できる体制となっております。

2点目の市街地での放水に関する件の御回答ですが、まず今回、搭載させてもらっております電動放水銃における放水の射程距離でございますが、規格性能的には無風状態で70メートルから80メートルの放水が可能ということとなっておりますので、かなりの広範囲の放水をすることができます。

この放水に伴う影響ですが、先ほどの資料説明でありましたとおり、過去は直上放水、大きな水の固まりが飛んで行くような放水しかできない仕様となっていたところなんですけど、今回、ノズルの多様化を図りましたので、噴霧注水という霧状の放水が可能になりましたので、付近への有害な影響はかなり少なくなっていくことが予想されます。

水源につきましても、上下水道局と通常の災害時におきましても、消火栓の使用にしましては、直ちに連絡を取り合っ、加圧措置であるとか、いろいろな対応をとってもらっているところでございます。

あと、放水の時間でございますが、今、更新を予定している車両で約3,000リットルの泡放射を実際に行った場合、約20分、消火薬液の貯蔵量だけでいくと約20分の泡放射が可能、水利は御指摘のとおり量が限られておりますので、よそからの中継送水をいただいて、実際に放水をするという消火、消防活動になります。

以上です。

○網谷委員長 消防長。

○橋村消防長 今回の警防係長のほうから説明があったのに若干つけ加えてですね、市街地で大規模火災が発生した場合、その車両で市街地の道路をですね、木野2丁目から玖波8丁目まで、10トン車両でどの程度走れるもんか、実際に試しています。8トン級の車両と比べて大体94%のところには入ることができますので、入り込んで、そこで50メートル以上の放射ができますので、それ放射すると半径50メートルでかなりカバーできるという状況になっています。

それと、放水について、企業との大規模（特殊）災害時における消防応援に関する覚書も結んでいますけれども、その企業の車両に出させていただきます。大体、能力は同じ程度です。

また、消防団が水を連結して企業に送り放水すると、そういう訓練も行ってます。

ただ、山本委員がおっしゃるように上下水道局の中にですね、そういう水道管の配置に関する図面があります。その図面を用いて上下水道局の職員と一緒に訓練してございませぬので、その辺についても、今度、消防団、うちの常備消防、それと上下水道局、また企業の車両という形でですね、実際に訓練を行いながら本番に備えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 私が心配しているのは、これまでに、例えば立戸地区の高いところに、新しい道をつくりましたが、高さがどの程度なのか、はかったことがないのでわからんが、

結局水圧が低くてね、消火活動に支障を来したという事例があるということで。いつの議会だったか、時期は忘れましたが、その対応策を聞いたときにホースの延長がね、最近のポンプ車は能力が向上して、ホースを50メートルであろうが60メートルであろうが、つないで放水が可能だから水圧が少々低くても大丈夫だという感じであったが、ホースつないでも水圧が低ければ届かんわね、そういったことへの、この今回、購入される化学消防ポンプ自動車やね、そういうことも対応できるのかなというところまで、一つ聞きたいと。

もう一つは、幅員が2.5メートルやね、そうすると道路の幅員によたらね、活動が制限される。そういったことについて、どの程度、水が飛ぶんか、射程距離が70メートルから80メートルと、こうおっしゃったんですが、例えば旧大竹市内を通れば、どの箇所でも火災が起きて延焼、類焼を防ぐ上でも、不幸にして、かなりの件数が火災に巻き込まれたような状況の中で、対応できそうですか、どんなんですか。

狭い道路、それから、隅切りのない三差路とか交差点とかありますわね、大竹市には、そういうときに、せっかく機能を持ちながら活動に支障を来すことがあっても困るんですが、そういったことを考えると、旧大竹市内だけでも道路の狭いところも多いしね、果たして全体をカバーできることになるのかなと思うんで、それはもう大丈夫だということならば、それでいいんですが、そういったことの検討は、購入される前にされたわけですね。

○網谷委員長 警防係長。

○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 ただいまの山本委員の質問に御回答させていただきます。

まず1点目、立戸地区等における水圧の低いところでの対応ということですが、先ほど消防長が回答したとおり、上下水道局の水道管の配置図等ですね、消防本部のほうで通信司令室等でしっかり把握して、基本的な関係であるとか、静水圧というものを把握して、その辺は調整をとっております。

2点目の幅員による影響という件でございますが、今回、この車両を計画するに当たって大竹市の都市計画図、2,500分の1の複数枚の地図があると思うんですが、それを全て市街地を張り合わせ、化学消防ポンプ自動車に求められるためには、10トン級の車両であるか、もう一回り小さい、8トン級の車両というところで比較検討をいろいろしてまいりました。

この中で、8トン級と10トン級の車両の進入可能割合が94%ぐらいしか変化がないということで、先ほど申し上げた射程等を考慮して、この大型の車両を選定しております。

消防本部には、その他たくさんの車両を有しておまして、準中型の消防ポンプ自動車であったり、中型車両の水槽付ポンプ自動車、今回更新します大型車両の大型化学消防ポンプ自動車、この複数の車両を組み合わせ、道路条件に合わせた消火活動を展開していくという計画でございます。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 おはようございます。

設備更新、車両更新ということでしたら、旧来の何年お使いなられたものを更新されるのか。この更新、新しいものは何年間お使いになる御予定で今回、投資をされるのか。

装備が充実しているということは、車両の耐用年数と装備品の耐用年数とか、備品の耐用年数、全部異なると思うんですね。そうしますと、生涯経費ですね、恐らく例えば20年先には、その時代のものに更新されるとしたら、この20年間の総経費というのは、だんだん後ろへ行くほどに上がっていくと。今回は1億円弱の取得価格ですが、その使用期間の想定される備品の更新だとか、装備品の耐用年数の低いもののブロックを交換するとか、そういう、この車両、今回入札されたところは、恐らく入札に入った以上はですね、最後の最後まで売り上げが想定されるはずなんですね。その部分をもって今回の見積もりをされているはずですが、それを含めた総合でビジネスモデルが動いていると、想定されるんですが、もし起算されたものがあれば償却の終結、ましてや更新時期までの総経費が起算されてあったら、御説明いただければありがたいと思います。

○網谷委員長 警防係長。

○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 先ほどの御質問に御回答させております。

今回の更新車両でございますが、前回、更新したのが平成4年に更新した車両となりますので、27年ほど使用させてもらった車両になります。基本的な更新計画の目安としましては、この大型化学消防ポンプ自動車におきましては、20年という目安を定めて計画を行ってきたところでございます。

車両の生涯総経費でございますが、そこに関するところの現在、資料はございません。以上です。

○網谷委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

でしたら、27年使った、今まで使ってきた車両は最初幾らで購入されて、27年間幾らだったんでしょうか。

○網谷委員長 消防団係長。

○正木消防本部消防課課長補佐兼消防団係長 今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、概算となりますけども、5,000万円弱の購入価格だったと記憶しております。

化学消防ポンプ自動車といいますのは、はしご自動車等と比較して、定期的なオーバーホール等の必要がございませんので、特別に、何千万円単位のメンテナンス費用がかかるということはございません。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

警防係長。



○岸田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 申しわけありません。

冒頭の御回答の中で、大井委員からの質問の、私からの話の内容が、見積もりの関係ですが、価格調整と申し上げましたが、間違いでございます。価格調査に御訂正ください。

以上です。

○網谷委員長 それでは、本件に対する討論に入ります。

本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしとの声でございますので、以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第34号、大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 こちらの件につきましては補足の説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○網谷委員長 それでは、今、総務部長から補足説明はないということでございますので、委員の皆様の質疑を受け付けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 なしということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第39号、令和元年度大竹市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において

補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 このたびの補正予算でございますけれども、当初予算にも計上しておりました、プレミアム付商品券事業につきまして、概要等わかりましたので増額の計上をさせていただきます。

そちらのプレミアム付商品券の事業につきまして、補足の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

担当のほうから説明させます。

○網谷委員長 企画係長。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 私のほうから、プレミアム付商品券の概要について、御説明をさせていただきます。

済みません、座って説明させていただきます。

それでは、事業の概要を説明いたします。お手元に横長の資料2枚ほどお配りをさせていただきますとおろうかと思っております。

まず、事業の目的ですけれども、資料の一番上の部分になりますが、10月に予定をされております消費税率の引き上げに伴いまして、その影響緩和と消費の喚起・下支えのために低所得者、それから子育て世帯にプレミアム付商品券を販売をするというものでございます。

1番になりますが、購入対象者は限定をされております。大きく2つございまして、一つは低所得者ということで、具体的には平成31年1月1日現在で住民税が非課税の方ということになります。ただし、住民税課税者と生計を同じくする配偶者、被扶養者の方は除くということになります。また、生活保護被保護者等も対象外ということになります。

それから、もう一つが子育て世帯ということで、2016年、平成でございますと平成28年ということになりますが、4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいらっしゃる世帯が対象ということになります。

2番の制度概要ですが、具体的な緩和策としてはプレミアム付商品券の販売ということになります。購入には上限がございます。商品券の額面で申し上げますと2万5,000円ということになります。この商品券を2万円で購入ができるという事業でございます。

したがって、割引率でございますと20%、額でございますと最大で5,000円のプレミアム補助額ということになります。

子育て世帯の場合はですね、該当するお子さんお一人につき2万5,000円ということになりますので、子どもの人数を掛けていただいたものが上限ということになります。

販売の際には低所得者の方を対象にしていることもございまして、5,000円ずつ購入できるように分割ができるということにしております。5回までの分割が可能ということになっております。また、商品券1枚の額面につきましても、本市の場合は500円ずつにする予定にしております。したがって、一度購入されるときに1冊10枚つづりの商品券を買っていただくという形を考えております。まとめて購入をしていただくことも

可能でございます。

使用可能期間ですが、市区町村で定めるということになっておりますけれども、本市の場合は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6カ月間とする予定にしております。

商品券の販売のほうも、同じく令和元年10月1日から開始をする予定としておりますが、販売の終了は令和2年2月29日までということで、一月先に販売を終了し、令和2年3月末までに使用をしていただくという事業として考えております。

それから、実際に使っていただく店舗につきましては、事前に登録をするということになっております。募集でありますとか、登録等の事務につきましては、大竹商工会議所のほうへ委託をする予定としております。ただ、募集等は、市の広報でありますとか、ホームページ等でも連携して行ってまいりたいと思っております。本市の場合では登録される店舗は全て市内の事業者になろうかと思っております。

それから、資料がなくて申しわけないんですが、購入までの手続、流れを簡単に補足をさせていただきます。

対象となる方には、購入引換券というものを発行いたします。資料の2枚目の右側のほうに購入引換券様式イメージというものをおつけさせていただいておりますけれども、分割購入ができることになっておりますので、こちらの引換券をお持ちの方に、購入されるごとにスタンプを押していくこととなります。スタンプが五つ押されるまで、この引換券が有効ということでございます。引換券を発行するための手続ですが、非課税の方と子育て世帯の方で若干異なります。まず、非課税の方は、該当と思われる方に、現在の予定になりますが、8月下旬ごろに申請書をお送りしようと思っております。申請書のほうで、税情報の閲覧の承諾と、それから課税者に扶養されていないことの宣誓をしていただきまして、審査をした後に該当する方に、この購入引換券をお送りすることとなります。

申請のほうは令和元年12月末まで受け付ける予定にしております。速やかに申請をされた方には、令和元年9月下旬ごろに最初の引換券をお送りしようと思っております。

それから、子育て世帯のほうは申請は不要でございます。お子様の生年月日と、それから判断するための基準日というのは設けられておりますけれども、基準日に大竹市に住所があつて、お子様の生年月日が該当すれば、その方に購入引換券をお送りすることとなります。

同じく9月下旬ごろにはお送りしたいと思っておりますが、8月生まれ、9月生まれの方につきましては、基準日が9月30日ということになっておりますので、10月になってから引換券をお送りすることになろうかと思っております。

この引換券が届きましたら、先ほど申し上げた期間の中で商品券を購入をしていただいで登録店舗で使っていただく事業でございます。この実施に当たりまして、商品券等の印刷でありますとか、販売、換金、そういったところのもろもろの業務が発生してまいりますので、このたび補正予算を計上させていただいております。

事業の説明は以上です。

○網谷委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本件に対する委員の皆様方の質疑を受け付けます。

ございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 資料いただいて、わかりやすい資料にさせていただいてありがとうございます。

それで、今回、子育て世帯の方、それから住民税非課税者ということになっておるようでございますが、子育て世帯は別として住民税非課税者というのは、そうは言ってもある程度の情報についてのガードと言いましょうか、漏れないようにすると、そういったことで気を遣われる必要があると思うんですが、そういったことの工夫を何か考えていらっしゃるかどうか、お伺いさせてください。

それから、取り扱う登録業者は登録をすればいいということだと思っておりますが、どういまいしょうか、家庭で消費するものであれば、その登録をしておれば使えるということだということですが、家庭で消費できないものについては利用は不可能ということですね。そこを確認させてください。

それから、今回、自治体で負担する経費が、総務省の予算よりはるか多くなって、自治体によると倍近く経費はかかるというようなことで、知事会が総務省に対して見直しをせえと申し入れをしたようでございますが、こういったことについて大竹市の場合の手数料、補助金と言いましょうか、発行にするに当たっての経費、これはどうなんでしょう、総務省の指導の枠内でおさまるといことなのかどうか、ことしの1月ぐらいに総務省のほうが各自治体に対して、これぐらいの予算がかかるということを知らしたということですが、その辺のところ実際の現状はどうか。それを伺いたい。

それから、もう一つ、今の住民税非課税者と子育て世帯、人数と世帯数と、それから総額、それぞれ分けて報告ができれば一つお願いをしたい。

以上です。

○網谷委員長 企画係長。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 まず、住民税非課税者の情報が漏れないようにという御質問についてですけれども、引換券を持たれている、プレミアム付商品券を買われるということ自体で住民税非課税の方もしくは小さなお子さんのいらっしゃる世帯だということにはなるわけですけれども、引換券は区別はしないようにしておりますので、この人は住民税非課税だからとして引換券を持っているということはわからないように配慮をすることになっております。

それから、国の補助金と実際の費用との乖離という部分でございますが、本市でも総務省から示されている額でございますけれども、実際に事業の詳細が明らかになって、どうやっていこうかという中で、当初に示された国からの補助金の目安に比べ、現在、積算をしております額というのは、かなりオーバーをしている状況でございます。

それから、最後、対象者の数ですが、世帯数までは把握をしておりませんが、まず住民税非課税者、予算上の積算の数値になりますけれども、おおむね最大で5,800人ぐらいと考えております。それから、子育て世帯のほうは、おおむね700人から700人超ぐ

らいの人数が該当になるかと思っております。

合わせて、少し転入等への対応というところも含めて、印刷等の積算については、全体で6,800枚というところをベースに予算を計上させていただいております。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 プレミアム付商品券で使用できないものにつきまして、今考えているものを御説明させていただきます。

まず不動産、あるいは金融商品、たばこ。それとあとは、換金性の高いもの、具体的に言いますと商品券、あるいはプリペイドカード、そういうものです。

それと、あとは風営法に規定されるものにつきましては、対象外と想定しております。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 はい、わかりました。

それで、まだはっきり数は把握されていないということと。これから確認作業があるみたいでございますので、総額のところは難しいようではありますが、先ほどの中で非課税世帯は、今までのやり方と同じような形で進めていくという判断ですよね。非課税世帯についての配慮は、今回は新しくやりますよというようなことは、これとしてはないということでもいいですね。

それで、プレミアム付商品券を消費できなかった場合の返金とかはないんでしょうか。これはもう発行してしまったら、それで終わり、買い取りなしということですね。そうしますと、今までの例でいくと、その金額というのはようけ出てたんでしょうか、それとも大した金額じゃなかったのか。何度かプレミアム付商品券を発行しましたよね。その過程で把握をされてなかったらしょうがないんですが、もし把握されれば大体何割ぐらいあったとかいうことがあれば、一つ利用していただくに、非常に消費者の方にとしっかりと徹底してもらったほうがいいような気がしますので、そこをわかれば教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 プレミアム付商品券、先ほど説明させていただきましたように、使用期間、今回のものは令和2年3月31日という形で予定しております。

この使用する期間を経過した場合につきましては、いわゆる返金ということはありません。ただ、そう言いましても期間が今回長いです。令和元年10月1日から令和2年3月31日という形で長期間にわたりますので、プレミアム付商品券の販売開始というのは、当然、広報等で御案内してまいりたいと思っておりますけど、使用期間が、また近づいてきますと、広報等で市民の皆さんに、ホームページも活用しながら販売終了が令和2年3月31日となりますという情報提供は十分、心がけて進めていければと思っております。

○網谷委員長 ほかに委員の方、質疑ございますか。

大井委員。

○大井委員 それじゃ3点ほど、済みません。

今のプレミアム付商品券ですけどね、大型店はどうされるのか、券の割合とかというのはですね、それを1点と。

それから、この議案書の46ページの中の土地売却収入というのと、それから支出のほうでも環境衛生費の中で、これ公有財産購入費ですよ、土地の取得と、それから購入、これは国から多分、その取得費をもらわれたと思うんですが、この金額というのは、どういう計算根拠なんですかね。例えば路線価とか、鑑定評価とか、いろんなやり方があるかと思うんですが、この取得と、それから購入、この3点、済みません、教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず、プレミアム付商品券の関係でございます。

委員さんの質問の中で、それから、前回のときのように大型店と、それ以外の商店、こちらのほうで、プレミアム付商品券を使える店舗等をある程度金額で設定をしているんじゃないかということで、今回はどういう形でしょうかという御質問と認識しています。

今回の、このプレミアム付商品券につきまして、国のほうから消費税率の引き上げに伴う低所得者対策ということで、いわゆるこの使用できる範疇を、例えば大型店、あるいは小売店ということで、今回は区別をしないでくださいという基準が示されております。

その中で、大竹市におきましては、今回のプレミアム付商品券を購入された方が、自分の使いたい場所で使えるような形で考えております。

大型店に幾ら、あるいは、それ以下のお店を幾らということは、今回は考えておりません。

以上です。

○網谷委員長 環境整備課長。

○西村環境整備課長 土地の評価の根拠ということでございますけれども、これにつきましては、国が示しております鑑定評価でございます。これに基づきまして積算しております。

以上でございます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 それは、今の市営住宅御園2・3号棟の分とは違いますね。

今、言われたのは白石墓地移転事業のことですよ、鑑定評価でやっていると。市営住宅御園2・3号棟は、どういう計算根拠で支払われたものですかというの、もう一遍、両方聞いたんですけどね。それを答えてもらってないと思うんですが。

○網谷委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 市営住宅御園の2・3号棟の跡地の土地売却収入に係る土地の評価でございますけれども、一応、不動産審議会をかけた上で、不動産鑑定評価額の結果に基づいて、その単価で設定しております。基本的には広島国道事務局から提示されております調査のうえ提示した額をベースに算定しております。

以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑ないという声が聞きましたので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、令和元年請願第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件の審査に当たっては事務局職員に請願の要旨を朗読させます。

事務局。

○山田議会事務局主任主事 それでは、請願文書表を読み上げさせていただきます。

受付番号第32号、受付年月日、令和元年5月22日、請願者、大竹市小方1丁目11番1号、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願。

紹介議員、賀屋幸治、西村一啓、北地範久、末広和基。

請願の要旨、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円(前年比+1.0%)となり、過去最高水準となりました。しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが

必要です。つきましては、大竹市議会におかれましても、別紙に準備いたしました「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」を6月議会において採択していただき、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣宛に送付いただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○網谷委員長 それでは、審査に当たりまして、執行部において本請願に関しまして、現状等やお考えについて、教えていただければと思います。

企画財政課長。

○三上企画財政課長 本請願の要旨は、地方財政の充実、強化を求めるものでございます。

本市も全国市長会を通して、国に税財源の充実について提言をしており、この取り組みは、引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○網谷委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方におかれまして、執行部の今の説明に対しまして、確認したいことなどがございましたら、質疑をお願いします。

大井委員。

○大井委員 これはあくまでも職員労働組合からの請願ですよ。

この中に書いてあることはごもっともなことが書いてあると思いますけどですね、これ逆に国の立場からすれば、私も新聞報道でしか見てないから、どこまで正確かわかりませんが、例えば、麻生財務大臣なんかは、国は借金して、借金がどんどんふえているんだと。

でも、地方は基金はふえているじゃないかと、だから、お金くれって地方にばらまけと言っても、国は借金しながら、でも地方の財源は基金はふえているんだと、これも一つあると思うんですよ。

今回、この10月の消費税率の引き上げも、いろんな憶測ですけど、報道ベースでは、ひょっとしたら先送りになるとか、凍結になるとか、いやもうこれだけ予算が組んでいるんだから、やらなきゃいけないとかって、いろんなことが言われます。

それは、消費税率の引き上げというのは、非常に僕は大変なことだろうと思います。下手したら政権が転覆するかもわからないわけですから、そういう国の財政が逼迫した中で、地方に金をくださいと言うというのは、これは多分、全国一律かどうか、私知りませんが、これは大竹市だけがこういうことを書かれたんか、それとも全国統一で、各自治体がこういうもの議会に出されたんかわかりませんが、多分、全国一律じゃないかなと思うのは、例えば林業なんかのことが書いてますのでね、これ例えば大竹市版じゃないような気がするんですが、その辺はもう少し国のほうも、1,000兆円を超えるような大きな財政負担があって、いろんな意見があります。それは経済をよくするために財政出動してから、借金もやむを得んということもありますし、でも国債なんか下がればですね、格付が下がったりするんで、財政規律をしなきゃいけないとか、いろいろありますけど、国が言うのもね、ちゃんとしておるような気がするんですよ。



毎年こういうものを出すっていうことが、果たしていいのかなと、当然、個人的には、大竹市に少しでもいただいて、いいものつくったり、いろんな道路とかいろんな市民の暮らしやすいところにお金を回したらいいかなと、個人的に思うところもあるんですがね、国全体で考えたときには、私はまた別に国会議員でも政府におるわけでもないんですが、こういう厳しいときには、地方もいろんな形で何といたしますか、財政を、運営を見直してですね、あんまり国にですね、お金くれって毎年こういう意見書出すというのがですね、果たしてどうなんかなとこのことを思うんですが、これ知事会、市長会でも、そういうことになつとるんだらうとは思いますが、職員労働組合と、それから実際に市長や副市長が考えておられるのとか、同じ考え方なのかどうなのか、その辺をお聞きしたいんですが、今、政府がおかしいよと、もう少し地域に配ってくれないと、地域は疲弊するんだから、財源が不足しているんだからという考え方なんかは、今、全く同じなんかですね、この内容等、その辺をお聞かせいただきたいんですけども。

○網谷委員長 市長。

○入山市長 この件につきましては、職員労働組合員のほうから議会のほうへの請願でありまして、我々は我々でもって地方が、それぞれ安定して運営できるようにとこの要望は、いつも国にし続けているところでございます。

議会の御判断を一つよろしくお願い申し上げます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 この請願、いつも毎年出されるわけですが、今まではね、これここで聞いてよいかわからんのですが、以前は提出者に連合広島が加わっておられたと思うんですが、今回は職員労働組合だけになっておるような気がします。

そういったところで、なぜ連合広島さんが、この請願から外れたのかということについて、紹介議員もいらっしゃることですから、その辺のいきさつについて御存じでしたらお伺いをしたいんですが、私は連合広島と職員労働組合が一緒になって出されていたような気がするんで、今回、連合広島が抜けてますので、その辺のところをどういう状況だったんだらうか伺いたいんですが、御存じの方があればよろしく申し上げます。

○網谷委員長 わかりますかね。

局長。

○田中事務局長 連合広島が従前加わっていたか、今回外れているということでございますけれども、確認をしております。請願の要件としては、満たしておりますので、受け付けております。

以上です。

○網谷委員長 局長。

○田中事務局長 済みません、追加で説明させていただきます。

昨年度でございますが、平成30年8月7日に受け付けをしております。請願者は、今回同様、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介となっております。

以上です。

○網谷委員長 ほかにございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしということで、以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件を採択すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、全ての日程が終了しましたので、総務文教委員会を閉会させていただきます。

皆さん、御苦勞さまでございました。終わります。

11 時 12 分 閉会